

熊本県地域生活定着支援センター設置・運営要綱

1 目的

本事業は、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、熊本県（以下「県」という。）の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会（以下「刑事司法関係機関」という。）、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託して実施する。

なお、委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度以内とするが、業務処理状況が良好である場合は、予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で引き続き委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

県は、県内1か所にセンターを設置する。

センターの名称は、「熊本県地域生活定着支援センター」とする。

(2) センターの業務

センターは、刑事司法関係機関、福祉関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）に十分留意すること。

ア 矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

- ・ 保護観察所又は他県センターからの依頼に基づき、矯正施設等退所後の住居地（以下「帰住地」という。）が確保されていない者を対象として、まずグループホーム、ケアホームその他社会福祉施設等の受入先施設等の確保又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。帰住地が社会福祉施設等でない場合は、在宅福祉サービスに係る申請支援を行い、再犯防止につながるように

地域との連携体制の構築を行うこと。（特別調整）

- ・保護観察所又は他県センターからの依頼に基づき、上記の特別調整以外の者を対象として、福祉サービスに係る申請支援等を行うこと。（一般調整）
- ・なお、業務は保護観察所及び他県センターと十分に連携して行うこと。

イ 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業務

- ・対象者が矯正施設等から退所した後、受入先施設等に対して必要な助言を行うこと。
- ・帰住地が社会福祉施設でない対象者については、市町村や福祉事務所、地域の福祉サービス事業者と連携し、必要に応じて助言その他の支援を行うこと。
- ・業務に当たっては、センターとしての関わり方及び支援の終期を明記した計画を作成し、効果的かつ計画的な支援を行うこと。

ウ 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う被疑者等支援業務

- ・保護観察所又は他県センターからの依頼に基づき、刑事収容施設の被疑者等（被疑者及び被告人をいう。）で福祉的な支援を必要と認める者を対象として、刑事収容施設の退所後の住居地の確保や福祉サービスに係る申請支援等を行うこと。
- ・業務に当たっては、センターとしての関わり方及び支援の終期を明記した計画を作成し、効果的かつ計画的な支援を行うこと。

エ 犯罪をした者、非行少年（非行のある少年をいう。）等への福祉サービス等についての相談支援業務

- ・矯正施設等から退所した者及びその他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、対象者又はその関係者からの相談に応じて、必要な助言その他必要な支援を行うこと。
- ・業務に当たっては、センターとしての関わり方及び支援の終期を明記した計画を作成し、効果的かつ計画的な支援を行うこと。

オ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務
センターは、上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる業務を行う。

（ア）刑事司法関係機関、地方公共団体、地域の福祉関係機関、既存の各種協議会等との恒常的な連携体制を確保し、官民協働の支援ネットワークを構築する。

（イ）福祉関係機関等の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得るための研修や普及啓発活動（ホームページ、パンフレット等）を行う。

カ 特性に応じた支援業務

- ・対象者の特性に応じた効果的な支援を行うこと。

- ・ 就労を希望する者については、ハローワーク、保護観察所等と連携して就労支援を行うこと。

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は6名以上（センター長1名、職員5名以上）とする。ただし、災害の発生や社会情勢の変化等、やむを得ない理由がある場合は、配置する職員数の変更ができる。

このうち、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

次に掲げる者で高齢であり、又は障がいを有するために、福祉的な支援を必要とする者

- (1) 矯正施設退所予定者及び退所者
- (2) 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは科料の言渡しを受けた者刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- (3) その他、センターが必要と認める者

5 留意事項

(1) 対象者の個人情報保護の徹底

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(2) 職員の資質の向上

センター職員は、国において実施する研修を積極的に受講するなどして、個人情報保護の徹底や本業務の実施にあたって必要な知識及び技能を身に着け、素質の向上を図るよう努めること。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

- 2 第2「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和3年4月1日を起算日とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 実施主体に規定する「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和8年4月1日を起算日とする。